

児童扶養手当などの受給には 申請が必要です

受付は随時行っていますが、手当は申請の翌月からの支給となります。所得や生活状況、他の手当の受給状況などにより、支給が制限されることがあります。要件は所得や家族の状況などによっても異なりますので、詳しくは各担当課までお問い合わせください。

	児童扶養手当	母子家庭等児童学資金 交通遺児学資金				
受給できる方	父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童の父または母、または父母に代わって児童を養育している方	父、母、または両親のいない義務教育就学児と生計を共にし家庭で養育している方 義務教育期間中の交通遺児の父、母、または両親のいない交通遺児と生計を共にし家庭で養育している方				
対象児童	・ 父母が婚姻を解消した児童 ・ 父または母が死亡した児童 ・ 父または母が一定の障がいの状態にある児童 ・ 父または母の生死が明らかでない児童 ・ その他上記に準ずる場合	・ 両親またはその一方が死亡した児童 ・ 父母が婚姻を解消した児童 ・ 両親またはその一方が重度障がいの状態にある児童 ・ 両親またはその一方の生死が明らかでない児童 ・ 交通事故により、両親またはその一方が死亡した児童				
手当の額	○全部支給 <table><tr><td>対象児童数 1 人</td><td>月額 42,910 円</td></tr><tr><td>対象児童数 2 人</td><td>月額 53,050 円</td></tr></table> 3 人目以降は 6,080 円ずつ加算されます。 ○一部支給 就労などによる年間収入額に応じて、月額 42,900 円～月額10,120円までとなります。 ※児童 2 人の場合は10,130 円～ 5,090 円、3 人目以降は 6,070 円～ 3,040 円ずつ決定された支給額に加算されます。	対象児童数 1 人	月額 42,910 円	対象児童数 2 人	月額 53,050 円	母子家庭等児童学資金 児童 1 人あたり 月額 2,500 円 交通遺児学資金 児童 1 人あたり 月額 5,000 円
対象児童数 1 人	月額 42,910 円					
対象児童数 2 人	月額 53,050 円					
手当の支給日 (口座振込)	4 月、8 月、11 月、1 月、3 月(各月 15 日)	9 月、3 月(各月末)				
現況届 〔手当を受給している方 の手続き〕	毎年 8 月 1 日～ 31 日までの間に提出してください。 ※現況届が必要な方には、現況届の詳細について通知しますので、通知を確認のうえ、手続きをしてください。この届を提出しないと、手当が受けられなくなります。なお、2 年間提出をしない場合は、受給資格がなくなることがあります。	毎年 4 月 1 日～ 20 日までの間に提出してください。 ※現況届が必要な方には、現況届の詳細について通知しますので、通知を確認のうえ、手続きをしてください。この届を提出しないと、手当が受けられなくなります。なお、1 年間提出をしない場合は、受給資格がなくなることがあります。				

■お問合せ こども課 ☎0297(21)2191